

福岡県医第 2802 号 (地)
令和 3 年 2 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて (第12報)」等の
令和 3 年度における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いにつきましては、これまでも厚生労働省の事務連絡等でご連絡申し上げてきたところです。

さて、令和 3 年度介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会 (1/18 開催) において諮問・答申が行われました。その中で、通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、規模区分の変更の特例や同一規模区分内で減少した場合の加算の特例措置を導入することなどが示されました。

これに伴い「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第12報)」で示されております請求単位数の特例および (第13報) の間 1～3 は、令和 3 年 3 月サービス提供分をもって廃止される旨、厚生労働省より日本医師会を通じて事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該特例を適用し請求する場合の請求時効は、通常の請求と同様、2 年であること、また、その他の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当面の間は変更の予定はないとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○ 令和 3 年 1 月 22 日 介護保険最新情報 vol. 915

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 190)

令 3 年 1 月 28 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第12報）」等の
令和3年度における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取り扱いにつきましては、これまでも厚生労働省の事務連絡等
でご連絡申し上げてきたところです。

さて、令和3年度介護報酬改定については、社会保障審議会介護給
付費分科会（1/18開催）において諮問・答申が行われました。その中
で、通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者が
減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観
点から、規模区分の変更の特例や同一規模区分内で減少した場合の加
算の特例措置を導入することなどが示されました。

これに伴い「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所
の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」で示されてお
ります請求単位数の特例および（第13報）の問1～3は、令和3年3月サ
ービス提供分をもって廃止される旨、厚生労働省より事務連絡が発出
されましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該特例を適用し請求する場合の請求時効は、通常の請求と
同様、2年であること、また、その他の新型コロナウイルス感染症に
係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、
今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当面の間は変更
の予定はないとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、
郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い
申し上げます。

【添付資料】

○ 令和3年1月22日 介護保険最新情報 vol.915

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の

令和3年度における取扱いについて

計3枚（本紙を除く）

Vol.915

令和3年1月22日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和3年1月22日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和3年度における取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

令和3年1月18日に、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の改正について、社会保障審議会において諮問・答申がなされたところですが、令和3年度より、通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点からの特例措置を導入するなど、感染症・災害への対応力強化を図ることとしています。【別添】

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）でお示ししている請求単位数の特例及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」（令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の間1～3は、令和3年3月サービス提供分をもって廃止することといたします。なお、当該特例を適用し請求する場合の請求時効は、通常の請求と同様、2年です。

各都道府県におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管内市町村、サービス事業者等へ周知をお願いいたします。

なお、その他の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当面の間は変更の予定はありません。変更を行う場合は改めて周知いたします。

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築**（1）日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進****○感染症対策の強化**

介護サービス事業者には、**感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める**観点から、以下の取組を義務づける。

- ・ **施設系サービス**について、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・ **その他のサービス**について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

（※3年の経過措置期間を設ける）

○業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、**必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築**する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等**を義務づける。

（※3年の経過措置期間を設ける）

○災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、**訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携**に努めなければならないこととする。

○通所介護等の事業所規模別の報酬に関する対応

通所介護等の報酬について、感染症や災害等の影響により利用者が減少等した場合に、**状況に即した安定的なサービス提供を可能とする**観点から、**足下の利用者数に応じて柔軟に事業所規模別の各区分の報酬単価による算定を可能とする**とともに、**臨時的な利用者の減少に対応するための評価を設定**する。

通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

- 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の特例措置を設ける。

(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護)

規模区分の変更の特例

- より小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、**延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができる**こととする。【通知改正】

※ 利用者減の月の翌月に届出、翌々月に適用。

同一規模区分内で減少した場合の加算

- 延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月間(注1)、基本報酬の**3%の加算**を行う(注2)。【告示改正】

※ 利用者減の月の翌月に届出、翌々月に適用。

なお、**現下の新型コロナウイルス感染症の影響**による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、**年度当初から即時的に対応**を行う。

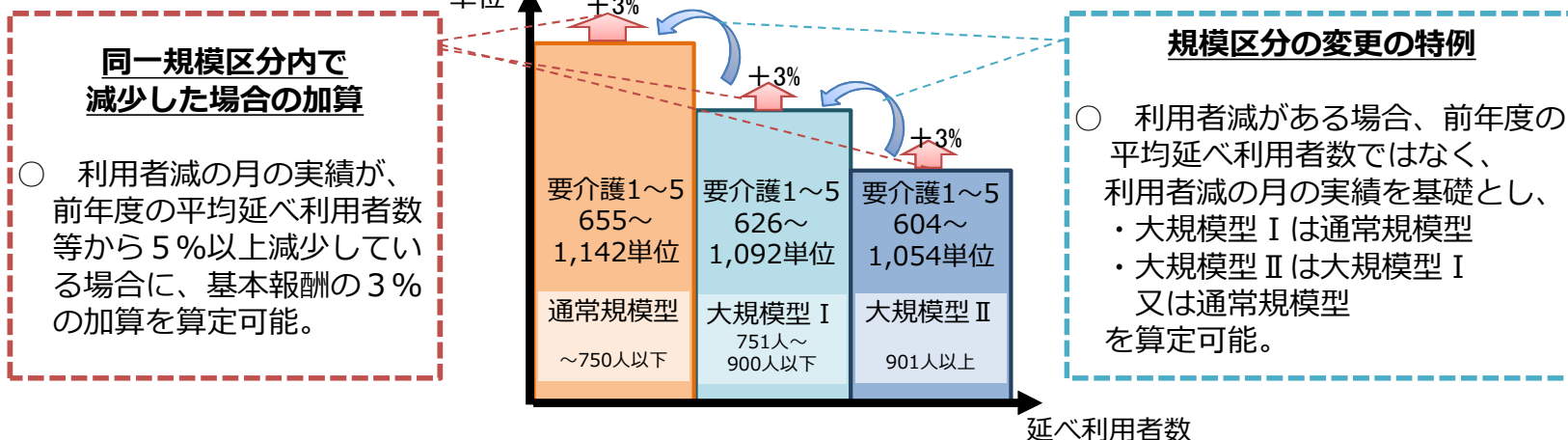
(注1)利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は、一回の延長を認める。

(注2)加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。

【通所介護の場合】

(7時間以上8時間未満の場合)

単位



(注) 通所系サービスの二区分上位の特例等(令和2年6月より実施)については、上記の対応が実施されるまで(令和3年3月末まで)とする。